

# 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構教員の就業に関する規則

平成16年4月1日

規則第39号

最終改正 平成30年3月28日

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構職員就業規則（平成16年規則第38号。以下「就業規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、教員についての採用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規則は、教授、准教授及び助教（以下「教員」という。）に適用する。

## (教員の選考方法)

第3条 教員の採用及び昇任の選考は、機構長が定める基準により運営委員会の意見を聴いて機構長が行う。

## (配置換及び出向)

第4条 教員は、運営委員会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。

2 運営委員会は、前項の審査を行うに当って、次の各号に掲げる手続を経なければならない。

- 一 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。
- 二 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
- 三 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。

3 前項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

## (休職の期間)

第5条 教員が心身の故障のため長期の休養を要する場合の休職の期間については、就業規則第15条第1項の規定にかかわらず個々の場合について、機構長が定める。

## (降任及び解雇)

第6条 教員は、運営委員会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 前項の審査は、第4条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

第7条 (削除)

(懲戒)

第8条 教員は、運営委員会の審査の結果によるものでなければ懲戒処分を受けることはない。

2 前項の審査は、第4条第2項及び同条第3項の規定を準用する。

(研修の機会)

第9条 教員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、職務の遂行に支障のない限り、機構長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、現職のまま、長期にわたる研修を受けることができる。

(クロスアポイントメント制度)

第10条 この規則に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員の取扱いについては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構クロスアポイントメント制度に関する規則（平成29年規則第3号）による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月12日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日（以下「施行日」という。）の前日までに独立行政法人大学評価・学位授与機構教員の就業に関する規則（平成16年規則第39号）第7条により雇用された教員であった者の第7条第1項の適用は、施行日の前日まで雇用された期間を通算するものとする。

附 則（平成29年3月31日）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。